

春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第165号）の一部を次のように改正する。

（1）別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	189,000円	294,000円	409,000円	544,000円	729,000円	929,000円
副団長	179,000円	279,000円	379,000円	484,000円	659,000円	859,000円
分団長	169,000円	268,000円	363,000円	463,000円	609,000円	799,000円
副分団長	164,000円	253,000円	338,000円	428,000円	574,000円	759,000円
部長及び班長	154,000円	233,000円	308,000円	388,000円	514,000円	684,000円
団員	144,000円	214,000円	284,000円	359,000円	469,000円	639,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（別表の適用）

2 改正後の春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成18年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の経過措置）

3 平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の春日部市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。